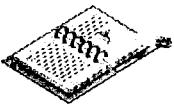


橋下市長が主導する大阪都構想の実現の可能性が高まっているようだ。同市長の真意は知るよしもないが、府知事時代に政令市としての大坂市が目障りであつただらうことは推測に難くない。

市町村の制度は、一八八九年四月一日施行の市制町村制に始まるが、当初、東京市、大阪市及び京都市に対しては、府知事が市長の職務を行うこととされるなど、他の市よりも厳しい国監督下に置かれていた。対象都市からの強い反発とこの特例の廃止を求める働きかけの結果、一八九八年に至つて、府知事が市長の職務を行うという制度は廃止されたが、これらの三都市を含む府にあつては、府の支出にあてるべき府税を市部及び郡部に分けて賦課することとし、市部に賦課された額は、市において市の予算に編入して市税として徴収し、その総額を府金庫に納め、郡部に賦課された額は町村長が徴収し、府金庫に納めることとされ、市部選出の議員は府会におけるその徵収に関する議事に参与し、議決に加わることはできないこととされ、府は、府全

体に関するもの、市部だけに関するもの、郡部だけに関するものに分けて事務を執行することとされていた（これを「三部経済制」という）。一八九九年の府県制の改正によつて、三部経済制は、三大都市に加えて、横浜市、神戸市、名古屋市及び広島市にも適用されることとなつたが、これらの都市から広島市を除いた都市を六都市として、その後の都市計画法や道路法の制定に際しては他の都市と別異の扱いをし、市がその事務を執行する場合において府県知事の許可や認可が必要とされるときに、六大都市については、その許認可を不要とするなどの特例が設けられるようになつた。その後も、大都市の側からは、府県のコントロールからの脱却を求め、特別市制の制定を求める動きが続いていたが、一九四三年に国民総動員体制の一環としての東京都制の制定（これにより「六大城市」が「五大都市」となる）を挟んで、現行の政令指定都市制度へと繋がることにならざる。しかし、政令指定都市の指定基準が緩和さ

新・弁護士月記 ⑤



大阪都構想

橋本 勇

れ、その数が増加するにしたがつて、政令指定都市の中でも規模の差が拡大し、制度の是非を巡る議論は、複雑さを増すことはあつても、收まることはなかつた。

ともあれ、従来の大都市制度を巡る議論は、府県—市町村という二層の地方制度の一環としての大都市制度を改めて、大都市については府県を廃した一層の地方制度にしようというものであつたが、今回の大阪都構想は、府の立場から市を廃して、一層の地方制度にするという方向にあるようみえる。

大阪都構想においても、公選の区長をおいた区を創設するということのようであるが、「帝都における従来の府市併存の弊を是正し、解消致し、帝都一般行政の一元化にして強力なる遂行を期すること」と「帝都行政の運営につき、根本的刷新と高度の能率化を図ること」を目的として創設された東京都においては、区長公選への長い運動を経たうえで、現在は、区を市並みの自治体とするというのが関係者の悲願となつてゐる。

大阪都構想の推進者は、このことをどのように見ているのだろうか。

（弁護士）